令 和 ８ 年 度（2026 年度）
松本市職員採用資格試験要綱【１１月試験】
＜試 験 会 場 方 式＞

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

申込受付期間	**９月２８日（月） ～ １０月３０日（金） 【最終日 １７：００まで】**		
１次試験日	**１１月１５日（日）**	**会 場**	**松本市役所（本庁舎）**

１ 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
大学卒業程度	行政B (既卒)	5名程度	平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、既に大学等を卒業し、大学卒業程度の学力を有する人【満22歳から満35歳まで】
	行政C (小論文)		【小論文試験枠】平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、同一の民間企業等(非常勤含む)に3年以上継続する勤務経験のある人又は令和8年3月31日時点で3年以上継続する勤務経験が見込まれる人 【満25歳から満35歳まで】**※専門試験免除、小論文実施**
	行政E (障がい)		【障がい者枠】平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人【満22歳から満35歳まで】 ・事務職として職務の遂行が可能であること ・活字印刷文による出題(筆記試験)に対応できること
	建築 電気 機械	6名程度	昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分の専門分野の学力・知識を有する人 【満20歳から**満40歳まで**】**※専門課程の卒業資格を廃止**
			【実務経験者枠】昭和61年4月2日から平成19年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人。令和8年3月31日までの7年間に、民間企業等での実務経験が通算5年以上あり、実務経験を証明できる人 【満20歳から**満40歳まで**】**※教養試験免除、専門課程の卒業資格を廃止**
	「土木」区分は受付期間を拡充し別途募集をしています（受験資格、申込方法は本要綱と同様です。）。		
短大卒業程度	保育士	5名程度	平成13年4月1日から平成19年4月1日までに生まれた人で、すでに保育士の資格を取得している人又は令和9年3月までに当該資格の取得見込みの人 【満20歳から満25歳までの方】 **※前年度1次試験合格者で、2次試験又は3次試験不合格者(辞退したものを除く)は、翌年度1次試験を免除**
	保育士 (社会人特別枠)		昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、すでに保育士の資格を有し、保育園(無認可のものを除く)、幼稚園(無認可のものを除く)又は児童養護施設の勤務経験が令和8年3月31日時点で通算3年以上あり、勤務経験を証明できる人【満26歳から**満40歳**までの方】**※専門試験免除、小論文実施、上限年齢引き上げ** **※前年度1次試験合格者で、2次試験又は3次試験不合格者(辞退したものを除く)は、翌年度1次試験を免除**

※１ 既に今年度受験をしている方について、**同一年度中に同一の試験の種類の再度の受験はできません。**

※２ 【 】内の年齢は参考ですので、受験資格の有無については、必ず生年月日でご確認ください。

【次項へ続く】

⑴ 日本国籍を有しない人も受験できます。（就職が制限されている在留資格の人は除きます。）

⑵ 住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

なお、松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

⑶ 次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第 16 条欠格条項）

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2　試験の方法

⑴　第１次試験

試験の種目		出題分野
【全試験区分共通】 **教養試験(BEST)**　択一式　60 題 試験時間　60 分		社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
保育士	**専門試験** 択一式　30 題 試験時間　1 時間 30 分	社会福祉、こども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
保育士 (社会人特別枠)	**小論文試験** 記述式　800 字以内 試験時間　1 時間	課題に対しての論述試験　**※専門試験は免除**

⑵ 第２次試験および第３次試験

【専門試験等（２次試験）】

試験区分		試験の種目	出題分野
大卒程度	行政Ｂ・Ｅ	**専門試験** 択一式　40 題 試験時間　120 分	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	行政Ｃ	**小論文試験** 記述式　800 字以内 試験時間　60 分	課題に対しての論述試験　**※専門試験は免除**
	建築	**専門試験** 択一式：その他　30 題 試験時間　2 時間	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
	電気		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
	機械		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

第２次試験 (第１次試験合格者対象)	保育士以外	**面接試験・専門試験等**	人柄、性向等についての面接
	保育士	**実技審査・面接試験**	保育実技、適性
第３次試験 (第２次試験合格者対象)		**面接試験・資格審査**	人柄、性向等についての面接

3　試験日時、試験会場及び合格発表

⑴　第１次試験

日　　時	**令和８年１１月１５日（日）**
試 験 会 場	**松本市役所（本庁舎）**
合 格 発 表	11 月下旬予定 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページに掲載します。

⑵　第２次試験（詳細は、第１次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	11 月下旬予定
合 格 発 表	12 月中旬予定

⑶　第３次試験（詳細は、第２次試験合格者に対し、別途お知らせします。）

日時・会場等	12 月中旬予定
合 格 発 表	12 月下旬予定

※　第１次試験から第３次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4　受験手続等

⑴ 受付期間　**令和8年9月２８日（月）から１０月３０日（金）１７：００まで**

⑵ 申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

□　**松本市ホームページ**

令和８年度（2026 年度）松本市職員採用資格試験【11 月試験】

（基本情報　＞　職員人事・採用　＞　採用情報でも検索できます）

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに人事課へご相談ください（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間）。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず（ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く）申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

⑶　申込方法

インターネット（スマートフォン、ＰＣ、タブレット端末）からお申し込みください。

※　事前に証明写真データ（上半身、無帽・無マスク、正面）をご用意ください。

※　志望動機（300 字以内）、やってみたい仕事（300 字以内）、仕事上最も大切にしたいこと(300 字以内)など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

※　履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

5　採　　用

⑴ 最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、令和９年４月１日以降順次採用する予定です。

⑵ **資格・試験等を必要とする試験区分で、資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。**

⑶ 採用候補者名簿の有効期間は、令和 10 年(2028 年)3 月 31 日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。

⑷ 採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

6　給　　与

⑴　初任給（月額）は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。

ア　大学卒業程度（新規大学卒業者）　　232,000円

イ　短大卒業程度（新規短大卒業者）　　216,500円

⑵ 前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。

⑶ 各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。（地域手当４％など）

7　試験区分による主な職務内容

試験区分		主な勤務予定部署	主な職務内容
大学卒業程度	行　　政	市役所全課	行政各分野における業務全般
	建　　築	都市計画課、建築指導課、公共施設マネジメント課等	市有施設の設計、施工監理、保守管理、許認可事務等、土木･都市整備関係の計画調査等
	電　　気	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	市有施設の設備設計、施工監理、保守管理、計画策定等
	機　　械	公共施設マネジメント課、上水道課、下水道課等	
短大卒業程度	保 育 士	保育課等	保育業務

8　外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

⑴　「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 （外国籍職員が担当できる職務）	該当する職務 （外国籍職員が担当できない職務）
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会･学校教育、市道の設計･工事監理、市営住宅の設計･工事監理等	税の賦課･滞納処分、生活保護、都市計画決定･立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

⑵　「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9　その他

⑴　松本市は時代の変化を見据え、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる職員を求めています。

・変化する社会状況の中で積極性・柔軟性・実行力を持ち挑戦と改革を続ける職員
・専門的な知識を持ち、課題設定・解決力や創造力を発揮できる職員
・互いを認め合い、高め合いながら組織力の向上に貢献できる職員
・市民が豊かさと幸せを感じ続けられるよう考え行動できる職員

⑵　次に該当するような方は是非積極的にご応募ください。

・地域づくり活動やスポーツ・文化･芸術サークル活動等において中心的･指導的立場で活躍した実績がある方
・外国語（特に中国語・英語・ポルトガル語）に堪能な方
・主任ケアマネジャー、認定心理士、司書等の資格を有する方

10　試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部人事課へ問い合わせてください。

電話：直通（０２６３）３４－３２７５　　代表（０２６３）３４－３０００（内線１１５３）

人事課人事担当メールアドレス　：　jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。
試験を申し込まれる方は、**必ず受験をするようお願いいたします。**
松本市に就労の意志のない方、過去に試験を無断で欠席された方の受験は固くお断りします。